

(平成28年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 1 号

北朝鮮による核実験及び弾道ミサイルの発射に対し嚴重抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月30日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	清水大輔
賛成者	習志野市議会議員	小川利枝子
〃	〃	帯包文雄
〃	〃	平川博文

北朝鮮による核実験及び弾道ミサイルの発射に対し嚴重抗議する決議

北朝鮮は、本年1月6日の4回目の核実験以降、中距離弾道ミサイルや潜水艦発射弾道ミサイルを発射し、9月5日には中距離弾道ミサイルとみられる3発を日本の排他的經濟水域（EEZ）内に落下させ、さらに9月9日には、5回目の核実験を強行している。

今回の北朝鮮による核実験及び弾道ミサイルの発射は、核実験に対する強い非難と、核・弾道ミサイル開発に対する深刻な懸念を表明してきた一連の国際連合安全保障理事会決議や、六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反して強行されたものであり、断じて許されるものではない。

本市は、昭和57年に、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界の恒久平和を求める「核兵器廃絶平和都市宣言」を行った県下初の自治体である。

よって、本市議会は北朝鮮による今回の核実験及び弾道ミサイルの発射について嚴重に抗議し、これまでの諸合意に従って、速やかに全ての核開発及び弾道ミサイル等の開発を放棄し、朝鮮半島の非核化に取り組むことを北朝鮮に対し強く求めるものである。

また、国に対し、国際社会と緊密に連携した外交努力を展開し、断固たる措置を継続的に実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイルを初めとした、諸懸案の早急かつ包括的な解決を図り、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射に抗議するとともに、日本政府に対して国際社会と緊密に連携した外交努力を展開し、北朝鮮による核・ミサイルを初めとした、諸懸案の早急かつ包括的な解決を図り、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるよう求め、標記決議を行うものである。

(平成28年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 2 号

指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月30日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	藤崎 ちさこ
賛成者	習志野市議会議員	荒原 ちえみ
〃	〃	真船 和子
〃	〃	木村 孝
〃	〃	市角 雄幸

指定難病以外の難病・疾病対策の充実を求める意見書

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成27年1月から施行された。医療費助成の対象は、これまでの56疾患から、第1次、第2次実施分を加えると306疾患へと指定が広がることとなり、対象人口も従来の78万人から150万人へと倍増する見通しとなった。昨年秋からは、第3次実施分の検討が始まり、新制度に基づくさらなる対策の充実が求められているところである。

しかしながら、今回の難病法においても、線維筋痛症など、人口割合で0.1%以上の疾病や診断基準が明確でない疾病等は、医療費助成の対象とされておらず、障がい者施策の対象にもなりにくいなど、「制度の谷間」に置かれた指定難病以外の難病・疾病への支援措置はいまだ不十分なのが現状である。

よって、本市議会は政府に対し、指定難病以外の難病・疾病対策の充実を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望するものである。

記

- 1 指定難病となっていない難病・疾病を抱える患者に対して救済措置を講じること。特に重症化し、日常生活が困難な患者に対しては、自己負担額軽減措置や障害者手帳の交付など目に見える形での支援を積極的に実施すること。
 - 2 線維筋痛症など検査数値にあらわれにくい疾病の患者については、確定診断を得られるまで病院を次々に変えなければならない場合も多いため、スムーズに適切な医療を受けられるよう情報を周知するほか、医療現場のみならず、社会的認知及び理解の向上を図ること。
 - 3 財政措置を含め、難病患者への就労支援の充実、強化を行うこと。
 - 4 制度設計に当たっては、地方自治体に対する速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体からの意見を十分に反映させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 3 号

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月30日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	清水晴一
賛成者	習志野市議会議員	荒木和幸
〃	〃	田中真太郎
〃	〃	関桂次
〃	〃	中央重則

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となって、利用者は平成28年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本だけである。

よって、本市議会は政府に対し、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
 - 2 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
 - 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
 - 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 4 号

医療・介護のさらなる改悪をやめるよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月30日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	立崎誠一
〃	〃	木村孝
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	入沢俊行

医療・介護のさらなる改悪をやめるよう求める意見書

安倍政権は、さきの参議院選挙で「一億総活躍社会」を掲げ、「介護離職ゼロ」などを強調して、介護の不安をなくすかのような発言をし、社会保障を削減することに一切触れずにきたが、選挙が終わったら医療・介護の改悪を強引に押し進める構えである。

医療では、一般病床で本年4月から入院時食事療養費が1食360円に値上げされ、2年後には460円への引き上げが決まっているほか、新たに居住費320円（65歳以上は370円）も負担させる計画であり、入院患者は1日1,700円、1カ月5万1,000円を負担することとなる。これでは、「負担できない患者の追い出しになる」、「医療難民を広げることになる」、「命を脅かすものだ」など、多くの医療関係者から懸念の声が上がっている。

介護では、要支援1・2の訪問・通所介護が保険給付から外され、要介護1・2も特別養護老人ホームの入所要件外となり、施設への介護報酬も大幅に引き下げているが、今度は、要介護1・2の訪問・通所介護を保険給付から外そうとしている。8月からは、障害者年金と遺族年金受給者の施設利用者への軽減策が縮小され、ベッドなど福祉用具の貸与も自己負担にする計画も出されており、これ以上、預貯金等を切り崩しての暮らしを国民に迫ることは、「老後破産」をつくり広げることになる。

これは、「保険あって介護なし」の事態を悪化させるだけであり、政府の言う「自立支援」、「介護離職ゼロ」に逆行する内容である。

国は、「受益と負担の公平性」や「持続可能な制度の確立」などとして、福祉削減や負担増を迫るが、日本国憲法第25条では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としているのであり、福祉や医療は国民の負担能力次第で決まるものではない。

よって、本市議会は政府に対し、医療・介護のさらなる改悪をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 5 号

南スーダンPKOへ派遣される自衛隊へ「駆けつけ警護」等の任務を追加しないよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月30日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫

南スーダンPKOへ派遣される自衛隊へ「駆けつけ警護」等の任務を追加しないよう求める意見書

安倍政権は、国民世論の反対を無視し、昨年の通常国会で安全保障関連法案を強行採決・成立させた。憲法違反の疑いが極めて強い安全保障法制（以下「安保法制」という）を国民の理解も納得も得られないまま、強引に成立させたことは、我が国の立憲主義、平和主義、民主主義を大きく傷つけるものである。

安保法制の成立により、我が国は、集団的自衛権に基づく武力行使や、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等までを含む後方支援、PKOや米軍等の武器等防護として自己保存を超える武器の使用を行うなど、海外における武力の行使に踏み出しかねない段階に至った。

当面危惧される一例が、南スーダンにPKOとして派遣される自衛隊への新たな任務と権限の付与である。

安倍政権は、安保法制に基づく新任務の付与や訓練について、国民の批判を恐れ、7月の参議院選挙での争点化を避けるため、先送りしてきた。一方で、実際の運用に向け、武器使用の手順を定めた「部隊行動基準」の作成などをひそかに進めてきた。そして、選挙後の8月、稲田朋美防衛大臣は、新たな任務について全面的に訓練を開始することを発表した。

この発表を受け、南スーダンPKOに11月に派遣予定の自衛隊部隊が早速、離れた場所で武装集団に襲撃された他国軍などを救出する「駆けつけ警護」や、他国軍とともに宿営地を守る「宿営地共同防護」を想定した訓練を始めた。

上記の新任務では、従来のPKO法では不可能だった「任務遂行のための武器使用」などが認められている。内戦状態にある南スーダンへ新任務が付与されて派遣されることになれば、自衛隊員がみずから殺傷し、殺傷されるという非常に危険な状態に至るおそれがより一層現実化する。

安保法制の是非は極めて重要な課題であるにもかかわらず、自民、公明の政権与党は、主要な野党が一致して提出した廃止法案を無視し、審議もせずに葬り去った。そして、参議院選挙が終わった途端、新任務の訓練を開始し、南スーダンPKOで実行しようとするのは、国民だましのこそくなやり方である。

よって、本市議会は政府に対し、強行採決・成立させた安保法制の廃止を改めて強く求めるとともに、南スーダンにPKOとして派遣される自衛隊へ「駆けつけ警護」や「宿営地共同防護」の任務を付与しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 6 号

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の新設を行わないことを求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月30日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

提出者 習志野市議会議員 入 沢 俊 行

賛成者 習志野市議会議員 谷 岡 隆

〃 〃 荒 原 ち え み

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の新設を行わないことを求める意見書

安倍内閣は、来年の通常国会に、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）を新設するための組織犯罪処罰法改正案の提出を準備している。

共謀罪は平成15年以降、これまで3度にわたり国会に提出され、そのたびに国民の大きな反対によって廃案となった。今回は、名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と変え、東京オリンピック・パラリンピックでの「テロ対策」を前面に打ち出している。しかし、予定されている法案には「テロ対策」の文言もなく、過去の法案と何ら変わらず人権侵害を引き起こす危険がある。

近代刑法では、実際に被害が生じた場合、少なくとも犯罪行為に着手した場合に、その犯罪行為を処罰することが原則になっている。しかし、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）は、被害を生じない段階であることはもとより、犯行に着手せず、犯行について話し合い、合意しただけでこれを処罰するもので、憲法が保障する内心の自由を著しく侵すものである。安倍内閣は今回、犯行の「準備行為」を要件に加え限定したと説明しているが、どのような行為を「準備行為」とみなすかは捜査機関の裁量に委ねられ、全く限定にならない。

さらに、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）は、「テロ」集団どころか、広く市民、団体を捜査の対象にする。安倍内閣は「テロ対策だ」と説明しているが、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）を適用する対象犯罪は600件を超え、その中には公職選挙法や道路交通法、窃盗、詐欺など、「テロ」とは何ら関係のない、私たちの社会生活と身近な犯罪まで広く対象とされている。

菅官房長官はテロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）について「国会審議の場において過去に不安や懸念が示されている」と述べているように、極めて問題の大きい法案である。

よって、本市議会は政府に対し、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の新設を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。